

公益財団法人結核予防会結核研究所 公的研究費監査規程

(目的)

第1条 本規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、公益財団法人結核予防会結核研究所(以下「研究所」という。)における公的研究費にかかわる業務運営及び会計処理に関する内部監査(以下「監査」という。)の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、「公的研究費」とは、文部科学省・日本学術振興会等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

2 本規程において「研究者」とは、研究所に配分された公的研究費の配分を受けて研究に携わる者をいう。

(会計単位の分離)

第3条 研究所に配分された公的研究費の会計は、研究所の他の会計から独立したものとす。

(監査の体制)

第4条 研究所に配分された公的研究費にかかわる監査については、部長会の決議により所長が任命する監査担当者がこれを担当する。なお、以下、本規程において「監査担当者」とのみある場合は、本項の定めに基づき任命された監査担当者を指すものとする。

2 監査担当者は、研究所に配分された公的研究費の執行に一切関与しない者でなければならない。

3 監査担当者は、公的研究費の監査を行うために必要と認められる研究所のあらゆる書類について、これを閲覧することができる。

(監査の手順)

第5条 公的研究費にかかわる監査の実施並びに報告に際しては、公益財団法人結核予防会監事監査規程の定めるところを準用する。

(監査担当者の報酬等)

第6条 監査担当者には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 監査担当者には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、結核研究所部長会の決議により別に定める。

(改善等の指示)

第7条 所長は、監査により改善等の措置が必要と認めるときは、監査対象者に対して業務改善等の指示を行う。

2 監査対象者は、業務改善等の指示を受けた場合、書面をもってその改善結果を所長に報告しなければならない。

(監査担当者の解任)

第8条 監査担当者が次のいずれかに該当するときは、部長会の決議を経て、所長は監査担当者を解任することができる。

(1) 法令・規程・指針等にかかわる重大な違反があったとき。

(2) 職務上の義務に違反したとき、又は職務を怠ったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があるとき、又はこれに堪えないとき。

(外部監査)

第9条 所長が必要と認めた場合、部長会の決議により所長が委嘱した第三者（弁護士・公認会計士・税理士等）による外部監査を実施することができる。

2 外部監査の手順・過程等については監査に準じるものとする。なお、所長が必要と認めた事項については適宜追加・削除することができる。

(改 廃)

第10条 本規程の改廃は、結核研究所部長会が行う。

附 則

本規程は、平成27年3月25日から施行する。